

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和4年6月24日付託分)

目 次

I	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表-----	1
II	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 68 号） 新旧対照表-----	2

I 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第12条の4 （略） （育児参加休暇） 第12条の5 教育委員会は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。 2 （略） 第12条の6～第18条 （略）	第1条～第12条の4 （略） （育児参加休暇） 第12条の5 教育委員会は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。 2 （略） 第12条の6～第18条 （略）

II 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）新旧対照表

改 正		現 行	
神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。		神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。	
別表第1 高等学校		別表第1 高等学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
神奈川県立横浜修悠館高等学校	横浜市泉区和泉町2,563番地	神奈川県立横浜修悠館高等学校	横浜市泉区和泉町2,563番地
神奈川県立横浜瀬谷高等学校	横浜市瀬谷区東野台29番地の1	(新設)	
(削除)		神奈川県立瀬谷高等学校	横浜市瀬谷区東野台29番地の1
(削除)		神奈川県立瀬谷西高等学校	横浜市瀬谷区中屋敷2丁目2番5号
(略)		(略)	
神奈川県立橋本高等学校	相模原市緑区橋本8丁目8番1号	神奈川県立橋本高等学校	相模原市緑区橋本8丁目8番1号
神奈川県立相模原城山高等学校	相模原市緑区城山一丁目26番1号	(新設)	
(削除)		神奈川県立相模原総合高等学校	相模原市緑区大島1,226番地
(削除)		神奈川県立城山高等学校	相模原市緑区城山1丁目26番1号
(略)		(略)	
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	茅ヶ崎市南湖七丁目12,869番地の11	神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	茅ヶ崎市南湖七丁目12,869番地の11
神奈川県立逗子葉山高等学校	逗子市桜山5丁目24番1号	(新設)	
(削除)		神奈川県立逗子高等学校	逗子市池子4丁目1,025番地の1
(削除)		神奈川県立逗葉高等学校	逗子市桜山5丁目24番1号
(略)		(略)	
別表第2・別表第3 (略)		別表第2・別表第3 (略)	